

# Vol.49 行政連携

## 任期付公務員の 採用説明会・経験交流会の開催



行政連携センター運営委員会 委員 西野 弘起

交野市の任期付職員の採用活動を告知するとともに、実際に任期付職員を多数採用している明石市との交流を通じて、任期付職員の職務等の理解を深めるべく、採用説明会と経験交流会を開催しました。

### 1. 開催の概要

平成28年5月25日午後6時から、大阪弁護士会館1205会議室で交野市特定任期付職員（法務職）採用説明会と明石市任期付職員（弁護士）経験交流会を合同で開催しました。

当日は、交野市からは総務課・人事課の担当者、明石市からは泉房穂明石市長と明石市任期付職員に出席いただき、任期付職員について説明していただきました。

参加者は、弁護士7名、法科大学院生6名で、非常に充実した交流の場を設けることができました。

### 2. 交野市の採用説明

交野市担当者からは、採用試験要項に従って、職務内容や受験資格、勤務条件などについて説明していただきました。

担当者によりますと、

「市政の政策実現及び課題解決のためには、法的なアプローチが必要不可欠です。例えば、交野市では、市長の政策として保育所の民営化に取り組んでいますが、様々な課題に直面しております。



**このような問題を解決し、よりよい住民サービスを実現するためには、自治体内部に法的思考力のある弁護士が必要であり、職員と協力しながら、様々な市政の実現や課題解決に取り組んでいただくことを希望します。」**

とのことでした。

### 3. 明石市の任期付職員の 活用の説明

明石市は、市長自身が弁護士ですが、弁護士職員も平成28年5月時点で7名が在籍しているとのことでした。

明石市長や任期付職員の弁護士から、明石市における弁護士職員の活用状況について説明していただきました。

その中で、

「明石市では条例の制定や市民サービスの拡充のための制度化など、弁護士の法的思考力を有効に活用しています。」

また、市役所全体のレベルアップにも任期付職員を活用することができます。弁護士が自治体内部にいることによって、職員に対して法的思考力を養成するための研修を行うことができます。職員も弁護士が身近にいることで気軽に相談することができます、重大なトラブルを未然に防ぐこともできます。

明石市の任期付職員は、障がい者雇用のために地方公務員法16条の欠格条項を排除する条例の制定にかかわっており、一個人ではできないような仕事を体験し、自身のキャリアアップにもつながっていると思います。」

との発言がありました。

## 4. 弁護士会の役割について

また、行政連携センター運営委員会からも、任期付職員に関する資料（全国の採用状況を示すマップ、任期付職員の勤務状況を報告する記事、日弁連パンフレット等）を配布し、任期付職員の説明を行いました。

弁護士が任期付職員に採用された後も、弁護士登録を維持することで、①弁護士会の人脈・ネットワークの活用、②委員会活動や研修への参加、③弁護士会の図書館の利用などをすることができ、任期付職員の業務としても十分に役立つものと思われます。

また、当会では、一定の条件を満たせば、会費の減額などについても制度として存在します。

任期付職員になれる場合の弁護士登録については、各弁護士会に相談してから検討していただければと思います。

## 5. 質疑応答

採用説明会・経験交流会の中では、多数の質疑応答がなされました。その中で、今後、任期

付職員への就職を考えている方にとって特に関心が高いと思われる事項について、報告いたします。

まず、弁護士として行政分野の事件の知識・経験が必要かどうかという点です。この点について、明石市長は、**弁護士としての基本的な能力（事実認定を前提にした基本的な法的思考力）がなによりも重要であると**発言されました。市政を運営する上で、こうした能力は非常に重宝されるものと思います。

もう一つは、任期満了後にどうなるのかという点です。この点については、様々な方向性があると思います。**以前の弁護士事務所に戻ったり、中途採用で以前とは別の弁護士事務所に採用されたり、独立されたりする方もいます。また、市によっては任期を延長したり、他の自治体の任期付職員になったり、常勤の公務員になられる方もいるようです。**任期満了後を過度に心配する必要はないと思います。

## 6. さいごに

弁護士は、法律事務所だけでなく、自治体内や企業内など様々な場所や分野で活躍することができます。少しでも任期付職員に関心のある方は積極的に各自治体に応募していただきたいと思います。

行政連携センター運営委員会としても、採用説明会や経験者との交流会を開催するなどして、できる限りサポートしますので、任期付職員に興味のある方は、遠慮なくお問い合わせください。

■自治体向け法的支援・弁護士採用等のお問合せ先  
大阪弁護士会行政連携センター  
電話 06-6364-1681  
(大阪弁護士会委員会部司法課が対応いたします。)